

2. 占用工事実施基準

占用工事実施基準

(制 定 昭和 60.7.1 告示 427)

大阪市道路占用規則第 17 条に規定されている工事の実施区域、時間、方法等工事施行上必要な措置については、次の基準によらなければならない。

(施行前の措置)

1 道路の占用許可を受けたもの(以下「占用者」という。)は、工事施行前に工事概要を付近住民に周知し、理解と協力を得なければならない。

(事故防止)

2 占用者は、工事施行にあたり次の各号に掲げるところにより事故防止に努めなければならない。

(1) 工事区域の地下埋設物件その他の施設を事前に調査するとともに、必要に応じて更に試験掘りを行い施設の現況を正確に把握すること。

(2) 前号に掲げる施設又は沿道家屋に接近して掘削する場合は、当該施設又は家屋の管理者の指示を受け養生、防護等必要な措置を講ずること。

(施行区域)

3 占用者は、施行区域について次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 一町に施行する区域(以下「工区」という。)の延長は、掘削坑の長さに土砂、材料及び機具類の置場等必要な部分を合わせて 70 メートル以下とすること。

(2) 2 以上の工区の間には、それぞれ 100 メートル以上の距離をおくこと。

(3) 道路を横断して行う工事は、当該道路の交通に支障のないよう分割して施行すること。

(4) 交通が特にふくそうする道路における工事又は前各号によりがたい工事については、市長の指示を受けた範囲内で施行すること。

(施行時間)

4 占用者は、円滑な道路交通を確保でき、かつ、付近住民の理解を得た時間帯に工事を施行しなければならない。なお、市長が工事時間帯の制限、変更を命じたときはこれに従うこと。

(歩行者等の安全確保)

5 占用者は、次の各号に掲げるところにより工事現場の交通の安全を確保しなければならない。

(1) 工事区域及びその周辺における歩行者の通行の安全を図るため 1.5 メートル以上の通路幅を確保するとともに、通路と工事区域を区分し必要な保安施設を設置すること。ただし、歩行者が特に少ない場合は、通路の幅を 0.75 メートルまで縮小することができる。

(2) 横断歩道、沿道施設の出入口付近を掘削するときは、歩行者の通行及び沿道施設の出入りに支障とならないよう仮設の通路を確保すること。

(掘削工事の施行方法)

- 6 占有者は、道路を掘削する場合、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 道路基準点の一時撤去が必要なとき又は保全に影響を及ぼすおそれのあるときは「道路基準点保全要綱」により保全を図ること。
 - (2) 道路境界石、樹木その他道路付属物を一時撤去又は移設する必要があるときは、事前に市長に届け出て指示を受けること。
 - (3) 歩道コンクリート平板、板石及び道路境界石等は破損しないようていねいに取りはずし、市長の指示に従い措置すること。
 - (4) 舗装の取りこわしは切断機等により方形に切断し行うこと。
 - (5) 舗装等の破砕又は掘削のために機械を使用するときは、地下埋設物件に損傷を与えないよう注意して施行すること。
 - (6) 掘削は、みぞ掘り又はつぼ掘りにより行い、えぐり掘りを行ってはならない。なお、推進工法等による場合は、すみやかにモルタル等を注入し路面の沈下を防ぐこと。
 - (7) 地下水、工事中排水等を最寄りの下水施設、河川等へ放流するときは、事前に当該下水施設、河川等の管理者の許可を得て沈砂、ろ過施設等を経て放流すること。

(土留工)

- 7 占有者は、土留工を施行する場合、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 道路掘削の規模、工事の施行方法、土質の状況を考慮して適切な土留工を施行すること。
 - (2) 鋼杭、鋼矢板等の打設を行うときは、布掘り又はつぼ掘りを行い、探針等の方法で埋設物件を確認し、これを露出させたのち作業を行うこと。又、注入工法、ウエルポイント工法等を用いるときもこれに準じて必要な措置を講じること。
 - (3) 矢板の裏込めは、掘削壁面にゆるみが生じないよう材料を選定し入念に施行すること。
 - (4) 土留工の状態を常時点検して、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、裏込め土砂の移動等の異常箇所の早期発見に努めること。
 - (5) 鋼杭、鋼矢板等を抜くときは、埋戻しを完全に行い地盤の安定を待つて周辺地盤に影響のないよう引き抜くこと。又、抜いた後の穴は直ちに砂で埋戻し、水締めを行うこと。
 - (6) 土留矢板の撤去については、地盤がし緩し又は崩壊しないよう工法に注意すること。なお、撤去できない場合は、別に定める要領により措置すること。
 - (7) 鋼杭、鋼矢板等の根入れ深さは、地質の状況によりボーリング、ヒービング等も考慮して決定しなければならない。又、施行時には所定の根入れ深さまで確実に打込み安全を確保すること。
 - (8) 土留工に作用する土圧の計算は、学会その他で認められた方法及び基準により行うこと。

(覆工)

- 8 占有者は、覆工施設を設ける場合、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 覆工には、すべり止めを施した鋼製又はコンクリート製の覆工板を使用すること。ただし、極めて小規模で短期間覆工するときは、すべり止めを施した鉄板等を使用することができる。
 - (2) 覆工板に、移動、ゆりみ又は騒音等が発生しないよう適切な措置を講じること。
 - (3) 覆工板が、既設道路との間にすき間又は段差を生じないように設置すること。なお、それが困難なときは、すき間にアスファルト、コンクリート等を詰め、段差は5パーセント以内の勾配で道路面となめらかに接するよう取り付けること。
 - (4) 覆工部には、保安要員を配置して常時点検し、その機能保持に努めること。
 - (5) 覆工板の受桁は原則として鋼製のものを使用し、埋設物件のつり桁を兼ねてはならない。

(埋戻し工事)

- 9 占有者は、道路掘削跡の埋戻し工事を行う場合、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 掘削坑内に他の地下埋設物等があるときは、必要に応じて当該埋設物の管理者の立会を求め物件の支持状態等を確認した後埋戻すこと。
 - (2) 地下埋設物等の周辺部は砂でてん充すること。その他の部分は良質土で埋戻すこと。ただし、地下水位が高い場合は砂を使用すること。
 - (3) 改良土を使用する場合は、事前に市長に届け出て承認を得ること。
 - (4) 砂利道路においては、表層10センチメートルは路盤材を使用し、それ以下については旧路面の砂利を埋戻すことができる。
 - (5) 第2号から前号までに掲げる材料、施行方法は、別に定める指針によらなければならない。

(工事現場の管理)

- 10 占有者は、工事現場の管理について、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 工事現場には、腕章により明示された現場責任者を常駐させること。なお、当該現場責任者に、道路占用許可書又はその写しを携行させなければならない。
 - (2) 工事用材料、機械器具等は必要最小限のもののみを工事区域に搬入すること。
 - (3) 工事用材料、機械器具等により、消火栓、制水弁、ガスしや断バルブ又は人孔等の所在を不明にし、又は操作を困難にしないこと。
 - (4) 工事区域付近の舗装、側溝及び柵等は、常に清掃、維持及び補修を行い、道路の機能保持に努めなければならない。
 - (5) 工事中の道路における交通整理及び迂回路の整備については、市長の指示どおりの措置を講じること。
 - (6) 道路において、コンクリートの混合、火気の使用、カタピラを有する自動車の移動及

び車両に装置されている固定脚(アウトリガー)の使用等により路面を損傷するおそれがあるときは、必要な防止措置を講じること。

- (7) 掘削工事により発生した舗装ガラ、土砂等は即時道路外に搬出すること。ただし、市長が道路管理上支障がないと認めるときはこの限りでない。
- (8) 掘削土砂の積載及び運搬については、道路を汚損しないよう必要な措置を講じること。
- (9) 工事が終了したときは、直ちに路面上の土砂、材料及び機具類を搬出し、路面及び路面排水施設を清掃すること。
- (10) 騒音その他公害の防止に留意すること。
- (11) 前各号に定めるもののほか工事現場の管理については別に定める指針の規定によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、告示の日から施行する。
- 2 昭和40年大阪市告示第321号(工事実施基準)は廃止する。